

## (仮称)蘇我火力発電所に係る配慮書に対する環境大臣意見 概要

- ・ パリ協定が発効し、我が国は同協定を締結済み。同協定に基づく我が国の貢献として、2030年度26%減の削減目標を達成するとともに温対計画に示す2050年80%減を目指して取り組む必要がある。
- ・ 電力業界全体で実効性のある枠組みの下、二酸化炭素排出削減に取り組むことが必要不可欠である。さらに2月の両大臣合意による政策的な対応措置(省エネ法及び高度化法)に取り組むことで削減目標を達成する必要がある。
- ・ パリ協定に基づき、中長期的に世界全体の累積的な温室効果ガス排出量を削減することが求められており、2030年や2050年といった特定の時点の排出量のみならず、これに向けた削減を継続的にしっかりと進めていく必要がある。
- ・ 温室効果ガス排出係数が天然ガスの約2倍の石炭火力発電は地球温暖化対策上の懸念があり、諸外国においては官民間問わず石炭火力発電及びそれからの排出を抑制する流れがある。(仏、英、加が石炭火力廃止の政策方針発表等)
- ・ 我が国の2014年度の石炭火力発電からのCO<sub>2</sub>排出量等の実績値は、2030年度に達成が必要な値を既に上回っている。さらに石炭火力発電所の新設・増設計画が多数存在し、我が国の削減目標達成に深刻な支障を来すことが懸念される。  
(CO<sub>2</sub>排出量：2030年度目標推計値 約2.2～2.3億t,2014年度実績値 約2.67億t  
すべての石炭火力計画の実行後の推計排出量 2030年度 約3.0億t)
- ・ パリ協定の長期的目標の達成に向け、削減の道筋を明確化し、政府はもとより各主体が進捗を管理していく必要がある。
- ・ 石炭火力発電に関しても、老朽化・低効率設備の休廃止・リプレースを計画的に進める等により、排出の増加傾向をできるだけ早期に反転させる必要がある。着実な進捗管理がなされないまま、制約のない石炭火力発電が増加する場合は、更なる追加的措置を講じる必要がある。
- ・ 本事業は、このように地球温暖化対策における石炭火力発電を巡る国内外の状況が極めて厳しい中、石炭火力発電所を単に新設するものであり、環境保全面から極めて高い事業リスクを伴う。
- ・ 本事業者においては、石炭火力発電に係る環境保全面からの事業リスクが

極めて高いことを改めて自覚し、2030年及びそれ以降に向けた本事業に係るCO2排出削減の取組への対応の道筋が描けない場合には事業実施を再検討することを含め、事業の実施についてあらゆる選択肢を勘案して検討することが重要である。

#### 【対経済産業省】

- ・省エネ法に基づくベンチマーク指標の2030年度目標の確実な遵守及び道筋の検討、共同実施の評価の明確化、自主的枠組みの実効性・透明性の向上及び参加事業者の拡大、省エネ法及び高度化法の指導・助言、勧告・命令を含めた適切な運用、引き続き、CCS導入に向けた一層の取組を進めること。

#### 総論

- ・石炭火力発電を巡る環境保全に係る国内外の状況を十分認識し、本事業を検討すること。本事業を実施する場合には、専門家等の助言等を勘案し、適切な調査、予測及び評価並びに環境保全措置の検討を行うこと。

#### 各論

- ・BAT(A)以上の高効率発電設備の適切な維持管理を図ること。
- ・省エネ法に基づくベンチマーク指標の2030年度目標達成に向けた確実な遵守及び達成状況の毎年度公表など必要な対応を図ること。
- ・同指標の目標が達成できない場合は事業の見直しを検討すること。
- ・自主的枠組み参加事業者に電力を供給すること。
- ・2030年までにCCS導入を検討することとしていることを踏まえ、本事業を検討すること。その上で、本発電所について、二酸化炭素分離回収設備の実用化に向けた技術開発等、所要の検討を継続的に行うこと。
- ・パリ協定や今後策定される我が国の長期戦略など地球温暖化対策に係る今後の国内外の動向を踏まえ、長期的な排出削減対策について所要の検討を継続的に行うこと。
- ・その他、大気環境、水環境及び廃棄物に係る適切な環境保全措置の検討等を求めている。